

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 阪本君、11番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第28号 橋本市前畑秀子顕彰基金条例について

○議長（中本正人君）日程第2 議案第28号 橋本市前畑秀子顕彰基金条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）よろしくお願ひいたします。

第1条の、前畑秀子氏の顕彰事業に要する費用に充てるために、この基金を設置することなんですけれども、この顕彰事業というのは、例えばどういうものをお考えおられるのか、説明をお願いします。

○議長（中本正人君）教育部長。

○教育部長（森中寛仁君）顕彰事業といいますが、ベルリンオリンピックで金メダルを

とられた前畑秀子さんの生い立ちから、そしてまた、15歳から名古屋の椋山女学園へ行きましてオリンピックに出られ、その後、晩年を岐阜市のほうで過ごされたというふうな、そういうふうなところで、やはり日本人女性初のオリンピック金メダリストということで、前畑さんについて詳しく歴史等を掘り下げて調査をいたしまして、偉業を詳しく調べてまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今の説明でしたら、前畑秀子氏の経歴というか、それを詳しく掘り下げていくという、そのために使うというご説明だったんですけれども、それだけだったら、わざわざ基金をつくる必要もないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育部長。

○教育部長（森中寛仁君）現在NHKのほうに、朝の連続テレビ小説の誘致を進めておまして、もちろん前畑さんの偉業を証明すること、並びにNHKのほうへ朝ドラ誘致に係る活動を行いながら、全国的に前畑さんの偉業を広めてまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

5番 坂口君。

○5番（坂口親宏君）おはようございます。

新年度の予算では、朝ドラ誘致室について十分な予算がつけられておりますけれども、今のご説明では、朝ドラ誘致についても、その顕彰基金が提供されるのか。あとプラスお話をいただければと思うんですが、来年度の上期の朝ドラは「半分、青い。」というタイトルで、東京と岐阜を舞台にしたテーマが既に

NHKから発表されておりますけれども、それについて、朝ドラ誘致の進捗状況とあわせて、岐阜のモチベーションはどうか伺います。

○議長（中本正人君） 教育部長。

○教育部長（森中寛仁君） 来年4月の「半分、青い。」というふうな朝ドラが、既にNHKのほうで発表されました。だいたい1年前には、NHKのほうで次の朝ドラの発表があるわけですけれども、本市といたしましては、前畑秀子さんについての朝ドラ誘致は2020年の東京オリンピックの開催の前年度、2019年をめざしておるところでございます。

それと、岐阜のほうにつきましては、岐阜市を舞台に前畑秀子さんの朝ドラ誘致をするという市民の会が立ち上がっておりまして、既に署名活動で15万ぐらいの署名が集まっております。岐阜市の活動は市民の会ということで、岐阜市を舞台というふうになっておりますけれども、現在、橋本市、名古屋市、岐阜市、三市の行政の担当者との会議の中では、それぞれ三市が今度合同して取り組んで、三市の首長の連盟の署名で、NHKのほうへ陳情に参りたいというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君） 5番 坂口君。

○5番（坂口親宏君） 現在、クラウドファンディング方式で、朝ドラ誘致については基金が集められておりますけれども、随分重複した基金の集め方をされるんですが、それだけその予算というのが不足しているんでしょうか。朝ドラ誘致については、私は当初から申し上げているんですが、宝くじ1枚で夢を買おうというふうに申し上げているんですが、それほどお力を入れていただけたらと思ってもみなかったんですけれども、勝負の年ではありませんけれども、それだけ十分な費用をお考えになっていらっしゃるんでしょうか、どうでしょうか。

答弁もれではないんですが、その基金というのは、朝ドラ誘致を適用したことを想定されておられるのか。広くこれから2020年以降も、私どもが考えております2019年の秋スタートの朝ドラということなんですが、2019年以降、あるいは2020年以降も、持続的に本市の名誉市民である前畑秀子さんを顕彰しているという、そういった目的でやられているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（中本正人君） 教育部長。

○教育部長（森中寛仁君） 前畑秀子朝ドラ誘致基金につきましては、現在、ガバメントクラウドファンディングを実施しております。それによりまして、朝ドラ誘致を活動しているということ、広く世間のほうに周知するという目的もでございます。

もちろん基金のほうは、朝ドラ誘致活動のほうに活用してまいりたいと考えております。そして、朝ドラ誘致が終わった後も、やはり橋本市は前畑秀子さん生誕の地ということで継続的に、飛び込み岩のあたりに銘板を設けるとか、そういうことで継続して前畑秀子さんの顕彰を引き継いでいきたいと考えております。

○議長（中本正人君） ほかにありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君） 朝ドラ誘致につきましては、当初予算で上がってきてますし、室の関係もありますので改めてやりますけれども、この顕彰基金の部分なんですが、今いろいろご答弁いただいておりますけれども、そういうものに使うのであれば、橋本市の名誉市民、同じ金メダルをとっている古川さんっておられるでしょう。古川さんは、ご家族というかご親族といいますか、お兄さんは、まだ橋本市に住んではるんですよね。ずっと橋本なんです。何で前畑秀子さんだけにこだわるんですかね。基金つくるのであれば、そういう長

く顕彰事業やっていくというのであれば、古川さんの基金も一緒につくってやるのが筋と違うのかな。そうでしょう。ほんで、まあ言えば3人おるんですよ。橋本市で水泳で有名になっている人は。まして、特に障がいを持ちながら、何回もオリンピックに出て頑張っておる、そういう現役のメダリストもおるわけでしょう。そういうことを放っておいて、何で前畑、前畑にこだわるわけですか。朝ドラ誘致はいいですよ。それはそれとして、やっていったらいいことなんやけども、それ以外の、いろんなこういう橋本市の、そういう人を顕彰していくのであれば、そういう公平性に欠けておるん違う。その辺が。こういう基金、顕彰事業による基金条例をつくるのであれば、もうちょっと広くというか、同じでしょう、金メダルとってるのは。古川さんも。女性で初か何か知らんで。そやけども、橋本市民の中で金メダルとったのは一緒なんよ。そうでしょう。僕は、よそへ行っている人、まあ言えば15歳でよそへ行っている人よりも、橋本でずっとおってくれた人のことも放っておいたらいかんと思うんです。そっちを僕は優先すべきと思う。こういう顕彰事業をやるのであれば。朝ドラは前畑さんでいいですよ。その辺、今後、古川さんの問題と中村君の問題含めて、どういうふうに考えていくんかご答弁いただけますか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

岡潔先生に関しては、顕彰基金を積んでいます。今回の前畑秀子さんの顕彰基金というのは、朝ドラという部分もありますけども、もし朝ドラが実現できなかった場合にも、これから名誉市民として、たたえていくことが必要であろうということで、もちろん古川勝

選手についても同様でありまして、これからの、杉村公園内にそういう名誉市民に関する施設を将来的につくるようなことも必要になってくれば、そういう顕彰基金というのにも必要になってきますし、当然私どもとしても、古川勝選手を決して低く見ているのではなくて、将来的にそういう基金を集めていく必要があるとは考えています。

ただ、今、朝ドラ誘致ということで全国へ発信をしておりますので、今、ガバメントクラウドファンディング、これ、なかなか集まりにくい部分もあります。その中で、今、朝ドラに挑戦ということで、こういう顕彰基金を設けまして、多くの全国の人に受け入れていただくというふうに考えています。

決して軽んじているわけではなくて、私どもとしても将来、多分全国の市町村の中で、2人の金メダリストをとった町というのはありませんので、その辺の顕彰というのは、何らかの形で進めていきたいというふうに思いますし、先ほど部長のほうから、飛び込み岩のところプレートを立てるというところも、前畑だけじゃなくて古川さんの名前も入れながら、市民プールも今、前畑・古川記念プールという名前に変えておりますし、そういうのを少しずつ進めていきたいというふうに思っています。

中村智太郎君に関しましては、現在まだまだ現役ですので、またそういう時期が来たら智太郎君を顕彰するような、まだ彼には東京オリンピックで頑張ってもらわなありませんので、今からそういうふうなことは、まだ彼にとっては早過ぎるのではないかというふうに考えておりますので、実際、前畑・古川さんの顕彰、また、岡潔先生の顕彰というのも、橋本市として名誉市民の方の顕彰というのも、これから、この朝ドラだけに捉えるのではなくて、将来に向けてやっていきたいと思って

おりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）その話、十分わかるんですけども、最初の教育部長の答弁でありますと、その顕彰、8番議員の質問に対する答弁で、ちょっと答弁の仕方がまずいというか、それであれば、やはり古川勝さんの顕彰もしていかなあかんの違うかと。前畑秀子さんについては、もうずっと実行委員会ができて、歴史的なことも含めてほとんどわかってきておるわけでしょう。そやのに、まだこの基金を、顕彰基金をつかってそういうことをやるというから、僕はおかしいん違うかと思うんです。それやったら古川さんもやってあげたらどうですかと。

中村君については、こういう基金つくるといことがないんでしょう。そやけども、やはりそういうことを評価してあげて、応援プログラムを組んでやるとか、そういうことをしてあげてほしいというのが願いなんで、こういう基金をつくれとは、私は中村君については言うてません。それはね。もっとみんなに知らしめて、応援していったらうよと。東京オリンピックで頑張ろうかというてるんであれば、もっとそっちはそっちで応援していったらうと。

ほんで、古川さんも同じように、前畑秀子さんと同じように、やっぱりどういう人物であったか、どういう幼少期を過ごしたとか、いろんな歴史的なものを検証して行って、調べて行って、同じようにやってあげよう。朝ドラはちょっと横へ置いて、朝ドラは朝ドラとして進めていったらええと思うんですよ。

そういうことで、そういう話が最初から出ておれば、別に私も気にはしてないんですけども、どうも前畑、前畑ばかりやっておるんでね、あまりにも。やはり私ら地元の、古川選手の地元でおる人間として、大変残念とい

うか、歯がゆい思いをしておるわけです。それは市長もご答弁いただいたので、今後十分やっていただけたらいいと思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）同じところなんですけど、ちょっとお聞きします。一応この会議録に残したいということで、私は、市議員として公平性を保たないかんということで、一応意見を述べておきます。

なぜかといいますと、顕彰基金についてお尋ねするんですが、それまでに市役所の前に顕彰碑、あれ、ライオンズクラブかな。

（「ロータリー」と呼ぶ者あり）

○17番（井上勝彦君）ロータリークラブさんが、市のほうへ話があって、一応立ててありますね、市役所の前に。あれは、どなたとどなたですか。それが結局そういうこともわかりつつ、前畑さんのやつを先行しておるんだらうと思うんですけれども、私どもから見たら、お二人さんの金メダリストの、役所の前にば一んとみんな、世間に見てもらってるわけですな。橋本市は、この2人の金メダリストがおりますよということで。我々、皆さんそうだと思うんですけど。

そこで説明ですね。私どもはどういう説明を、市民に聞かれたときに何て、前畑さんの顕彰基金条例、基金を積み立てるのにやっておるけど、辻本さんと同じ意見ですけども、そこへロータリークラブが立てて許可をしたのは、当時ですよ、そのお二人の名前が刻まれていると思うんですけども、そういうところとどういうふうな説明を、聞かれたときにどんな説明できるのかなということが、ちょっと気にかかるんです。

私ども聞かれたときに、朝ドラというか、テレビで、ドラマで前畑さんのやって、次また古川さんのもやるんよというんか、なかなか

か説明がしにくいように思うんですわよ。ほんで、そういうところをちゃんと説明のできるような形で、お前さん方、こういう説明をしといてくれよと。市としたら、こう取り組みしておるんやからというようなことで、いっぺん市民に対して説明する仕方を、ちょっと教えていただきたいなと思うんです。そういうことです。

それと、去年、私も岐阜のほうへも行ってきました。ちょっとほかの研修で、経済建設で行ってきたんですけれども、前畑さんの話も出ましてね。要するに、朝ドラ誘致については、NHKですか、それについては議員間同士でも、いっぺんきちんと交流を持って進めていきたいと思いますという話がありました。あったんやけども、今、市のほうで、行政のほうで進めておるんで、それに合わせて、また応援隊ということで、我々も使うていただくならいつでも使うていただきますよと。で、行政間同士でまず事務的に、積極的に進めていただけるようお願いするし、また私ども、帰ったらそういうような話もしますということで帰ってきて、すぐさまそういう話もさしてもうたり、同僚議員の坂口君も去年一緒に行ったと思うんですけれども、そういうようなことで進めていこうとは思っておりますし、何も反対の意見ではないんですけれども、市民の皆さんから、公平性から見たときに、どういう説明をさしてもうたらええかなということが、ちょっと気にかかりますんでね。教育委員会として、いっぺん教育長、どんな考えで話持っていったらええかなと思って。ちょっと教えておくれ。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員おただしの件でいいますと、やはり岡潔さんと前畑秀子さん、古川勝さんの、前にロータリーの碑が立っています。非常にきれいな碑です。

今、当面、前畑秀子さんの朝ドラ誘致に向けて全力を尽くしていきますけども、昨年12月18日の日曜日にシンポジウムを開催しました。これは前畑・古川記念シンポジウムという形で、金藤さんも来ていただいたシンポジウムであったと。青木さんも。旧姓青木さんですけども、そういう形で、いわゆる前畑さんと古川さんというのは橋本市の名誉市民でございますので、記念シンポジウムと顕彰事業を行うときには、やはり前畑さんと古川さんという2人のビッグネームを使わせていただきたいと。市民プールにつきましても、先ほど市長答弁させていただきましたように、前畑古川記念という形で、前畑さんと古川さんについては、常に同じような形の、扱いという表現が正しいかどうかわかりませんが、そういう気持ちを込めて対応していきたいと。

今回提案させていただいてます前畑秀子顕彰基金条例につきましても、これも一つのものとして、今後、古川さんについても検討していきたいと思っています。決して古川さん、前畑さんよりも上とか下とか、そういうふうな気持ちでは全くいけませんので、同じような気持ちで対応させていただきたいと、そのように思っています。

そんな形で説明していただければありがたいです。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ありがとうございます。

教育長そない言っていたら、私らも説明つけよと思います。一応、条件付きではないですけども、条件というのは全然ないんですけども、まず前畑さんと同じ考えで、同じレベルで、そういうシンポジウムその他についても、記念事業にしても、お二人さん、あるいは中村智太郎さんも含めて、橋本市の名誉市民として、お二人は名誉市民、ま

だ中村さんは現役ですんで、市長おっしゃったように現役ですんで、ないですけども、そういう形で、今後そういう大事な市民の皆さんには、岡さんも含め、前畑さん、それから古川さんということで、対等、平等に、一緒に、先になるか後になるかわからんけれども、同じような形式でやっていきたいと市のほうは考えておると。教育委員会は。ほんで杉村公園にも、市長はまた必要ならばお二人さん、岡さんも含めて3人のそういったものも進めていくよということであるということ、市民の皆さんに説明をさせていただくということよろしいですか。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）あてていただいてありがとうございます。

付託案件なんで、文教的なことからは差し控えさせていただきたいと思ってます。ほんで、なぜ手挙げたかという、朝ドラ誘致はすごいいいことで、やっていただいたらいいと思いますし、この基金もそのまま進めていただいて、何の文句も質問もないんです。というのは、この後、朝ドラ、お隣、九度山町でしたら、大河ドラマの後、観光がすごくなって、NHKの朝ドラを誘致したことによって、向こうは大河ドラマですけど、例えば朝ドラを誘致した後の、経済推進部長にちょっとだけ、経済推進部長か政策企画か、そこらちょっとわからないですけど、今後の取り組みというのかな、経済効果がどれぐらい見込めるようなことを思っているかとか、ここでしか聞けないんで、ちょっと的外れ……。

○議長（中本正人君）12番 堀内君、ちょっと申し上げます。ただ今の発言は議題外であると判断いたしますので、発言内容を変えてください。

○12番（堀内和久君）はい。すいません。

この顕彰事業を積んでいく上で、どういう経済効果を見込んでいるのか。それではだめですか。いいですか。だめですか。無理ですか。やめていいですか。

失礼しました。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今までの議論を聞いておりましたら、前畑さんと古川さんは一対のような感じですので、次にまた古川勝基金条例というようなものを、もしくるといって考えであれば、今一つにまとめて、前畑秀子・古川勝顕彰基金と、そういうふうにしてやったほうがすっきりするんじゃないんですか。プールにしてもシンポジウムにしても、これからのいろんな紹介にしても、検討会、研究会にしても、2人を一対として使うというか、出ていただくのであれば、この前畑秀子さん単独の顕彰基金条例というよりも、二つ、2人一緒にしてやるという出しかえはどうなんでしょうか。今、修正していただいても結構なんですけども。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

朝ドラ誘致という部分がございます。その一点、まず一点に向けて、前畑秀子さんについては、こういう形で基金条例を提案させていただいています。

この後、いわゆる2019年、2020年前のときに、だいたい状況が決まると思います。それから大河につきましても、前畑秀子さんはきっと大きくクローズアップされて出てくると予想されます。その後につきましても、条例変更をして、前畑・古川という形で提案させていただくかどうか、それについては、またこちらのほうで協議させていただきたいと思っておりますので、ご了解よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）その点についてはわかりました。

今、朝ドラの話なんですけども、ぶっちゃけた話、実現性というか勝算、パーセントにしたらどれぐらいとお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

勝算と言われましても、はっきりしたことは申せません。ただ、橋本市、岐阜市、名古屋市と一緒に、前畑秀子さんの朝ドラ誘致に向けて取り組んでいこうというふうに意思統一はできておりますし、また、4月以降にNHKにも、その話を申し込んでいくというふうになります。

私たちにとって、ちょっと余計やったのが、大河で前畑さんが取り上げられるという放送が、鈴木大地長官のところへ行ったときに新聞記事として載りました。それはそれでいいとは思いますが、ただ、うちとしても、橋本市としても、やはりこれを、たとえできなくても、そういうふうなやる価値はあるのかなと。市民の皆さんに実行委員会をつくっていただいて、その中で市民の皆さんが一丸となって取り組んでいただく過程というの、一つでき上がるのではないかと思いますし、決してまだまだ諦めてませんし、最後の最後まで努力を続けていくことが大事なことだと思います。

今やめるのは簡単ですけど、橋本市ってそんなもんかよというのが、全国に逆に発信されるようなことになれば、余計にマイナスになるのではないかなというふうに思いますので、あと1年半ぐらいの活動にはなると思いますが、誘致に向けて全力を挙げていきたいなというふうに思っています。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、文教厚生員会に付託いたします。

日程第3 議案第29号 橋本市消費生活センター設置条例について

○議長（中本正人君）日程第3 議案第29号 橋本市消費生活センター設置条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）少し調べたんですけども、他市の消費生活センターのところを見たんですけども、大阪の吹田市立消費生活センターのところ、書いてるんですけど、私それを見たんですけども、かなりそれぞれの条文ごとに細かく書いてるんですけども、それと、私が橋本市の消費生活センター、今回のこの条例、簡潔明瞭に1ページ少しということになってるんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、運用の仕方、今回説明に書いてるんですけども、非常勤1名、常勤1名ということで相談室を確保するという事なので、これまでも相談事が今まで生活環境課でされてたんで、それを具体的に強化していこうということで、すごくいいことだとは思っているので、これから進めていったらとは思っています。

この相談室へ常勤と非常勤を置くわけですから、これまでも、直接市民の方が来られたら相談聞いておられると思うんですけども、直接来られて、相談室あるわけですから、お聞きしていただけたらと思うんですけども、そのことだけ十分していただきたいということをお願いしたいということと、それと、ほか

の自治体なんですけども、休日の場合、土曜日とか日曜日の場合は国民生活センター、これは全国の組織なんですけども、同じ内容をしてるんですけども、国民生活センターのほうへ休日の場合は自動的にバックアップして、相談がつながるようにされているところもあるみたいで、そのようにされるんかどうか、お聞きしたいということです。

今回、先ほど言いましたように、これを設置するということはすごく私も大賛成で、これから大変でしょうけども、いろんな相談がたくさん来られると思うんですけども、ぜひとも対応していただきたいと思います。

ちょっと休日の場合どうされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）従来、本市においては相談窓口の設置、これについては、生活環境課の中へ消費生活係という形で設置しておりました。既に、資格を持った相談員の方を27年度から1人雇用いたしまして、いろんな相談あるわけなんですけども、相談にあたらせていただいております。

今回、同じ生活環境課の中へ、小さな部屋なんですけども、相談室を設置して、そこで今言われたように常勤、非常勤、2名の相談員を配置してセンターとして運営していく予定でございます。

あと、休日の対応ということでご質問あったんですけども、これについては、先ほど議員のほうから言っていたような形で、国民生活センターのほうへのつなぎというような形になっているかと考えております。

○議長（中本正人君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、総務委員会に付託いたします。

日程第4 議案第30号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（中本正人君）日程第4 議案第30号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ちょっとお聞きしておきたいんですけども、第30号ですね。岸上の浴場ですか。この前に、廃止するにあたって協議なさったと思うんですけども、要するに、その浴場に行かれています方でお風呂のない方、これ、廃止してしまったら4月1日から風呂なくなるんですから、それについてどうするんよと。それは廃止するまでに考えるよという答弁もいただいてあったんですけども。何名ぐらいおって。それで、それが前の話では広域のごみ焼却場を広くして、広がるので足湯もつくってというようなことで、向こうへ行ってもらうような手だてをしますという答弁をもうてあったんやけども、その後、話がうまくついておられるんかどうか。風呂のない方、何人かおったと思うんですけどもね。

名古屋の場合は、浴場がなくなったときに、皆さんご承知やと思うけれども、広域のごみ焼却場のほうへ行っただくということで、あれ、何ぼやったんかな、いく月か知らんけども、半額か何かにして行ってもらうかとか、そういうコミュニティバスやったか、タクシーやったか、ちょっと忘れちゃったけども、何名かおまして、広域のごみの焼却場へ行っただく手だてをしていただいたと思うん

ですけれども、今回は、そういうことについては話がついて、もう1人もおれへんということないけれども、そういう困っているということは、私はなくなることによって、風呂なくなったら私らかなわんよというような、3名ぐらい聞いておりましたかな。そこへ行っている方の中でね。おったと思うんですけれども、そういうことについては、部局でご協議なさってくれたのかなということ、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）閉館決定からこれまでほとんどクレームというか、閉館にあたっての要望というようなものはございませんでした。一部署名活動ということもありましたけれども、これも正式には提出されておられません。

ただ、1週間ほど前なんですけれども、1人の方が、これは持ち家の方で、ふだん内風呂がないんやけどというようなお話は、1件いただいております。それ以外ですと、岸上の区内で3名の方が内風呂がないということで、お話はさせていただきました。これについても、区長も入っていただいて、若い方もおられましたので、それぞれ転居するなり、また高齢の方については、近くの娘さんと、あとまたデイサービスのほうを利用していくよというような形で、ご協力いただいております。もう1人の方についても、市営住宅のほうへ転居されたということでございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）それでしたら安心をいたしました。安心しましたし、するんですけれども、ただ、額面的にはあれ、安かった。80円ぐらいやったかな。80円ぐらいやったよな。一晩入るのな。結局ごみ焼却場は金額ちょっと上がったんで、その倍ぐらい、3倍ぐらい払わなんのか。そういうことであつたんで、

かなり周辺の人から風呂なくなったら困んねんって、何人かの皆さんから聞いてるんやけども、役所へはなかなか直接言われてきてないと思うんですけれどもね。

そういう方々に対して、何らかの措置をできたらとってあげたってもろうたらなということで、低所得者層の方々に対しては、そういう心配もちょっとありながら言うてるんですけれども、そういうのも相談があれば、丁寧に何とか考えていただけるような方法をしていただきたいのと、それから、廃止しますと風呂の後の処置が、これは廃止をする条例ですんやけれども、廃止をして、それでとまってしまうわな。管理その他についての後のお考えというんですか、総務かどこかわかりませんが、その後については、もちろん廃止をするんですから、そのまま放っておけへんやろうと思うんやけど、浴場の場合は普通の住宅と違って、かなり管理が難しくなるかと思うんです。名古屋もそういうことでしたので、早急に解体というか、そういう方向に行つたんですけどもね。そういうことについてのご協議はなさっておられますか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今聞かせていただいたように、今後、閉鎖後についての市に対しての要望等については、真摯に対応させていただきたいと思っております。

以前、名古屋のたから湯でしたか、あれが閉鎖される時には、代替案としていろんな案、地元のほうへも提示させていただいたと聞いておりますけれども、誰もご利用される方がなかったということで聞いております。

今回の閉鎖にあつても、いろんな案、検討いたしました。いたしました、やはり非常にここの現在の利用単価というのは、大人・中学生で150円、子どもが80円、ただ、月極となれば2,200円で1カ月、大人の方で入れ

る。子どもで1,500円というような、非常に安価な利用料金であったということもあって、かなり多くの方に利用していただいたということについては大変ありがたかったんですけども、ただ、昭和60年に設置されておりますので、老朽化に対する修繕費用、今後の大規模改修、それらを考慮した結果、最終閉館ということになったわけで、その辺については、市民の方々にもご理解いただきたいと考えております。

それと、あとの残地の処理の問題なんですけども、これについては29年度当初予算のほうで、撤去に際しての委託を計上させていただいております。通常、一般財産のほうへ移管させていただいて売却というのが基本だと考えておりますけれども、それについては、今後地元の要望なども考慮しながら、担当のほうで最終決定していくことになろうかと考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市立共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例を廃止する条例について と、日程第6 議案第32号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（中本正人君）日程第5 議案第31号 橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例を廃止する条例について と、日程第6 議案第32号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号と議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例を廃止する条例についてと、議案第32号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号と議案第32号の2件については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第7 議案第33号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）改正前と後を見ますと、政策企画室と秘書広報課が総合政策部になっておることになっておりますが、単純に、二つの課と室が合併して部になったという事の考えでよろしいのでしょうか。ほかに何かございましたら、教えていただければと思います。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）お答えいたします。

ただ今の政策企画室、そして秘書広報課に加えまして、次のページに、人事及び研修に関することであるとか、給料及び福利厚生に関することということで、職員課のほうを、この総合政策部に所管替えするというのに、

総務部から所管替えするということになっております。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）政策企画室というのは、前は企画経営室でしたかね。いろいろと、ころころ変わり過ぎるんじゃないですか。やっぱり腰を落ち着けて、ある程度見通し持って機構改革というのをやるべきではないでしょうか。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

○政策企画室長（上田力也君）今年度のはじめに、企画経営室という名前から政策企画室ということになったんですけども、昨年度まで企画部がございました。企画部の中には、企画経営室をはじめ秘書広報、それから職員課、そして企業誘致室というような部署がございました。今年度のはじめに、それらを攻める部署と守る部署に再編をいたしました。もともと企画経営室にあった情報推進部門、それから行政改革部門というのを総務部に所管替えをして、いわゆる守る部分。そして、まちづくりであるシティセールス、そういったことをはじめとしたものを経済推進部のほうへ所管替えしたという。そこで、政策という部分だけを残して直轄にしたという、こういうことでございます。

今回、また総合政策部というのを創設するわけなんですけども、その理由としては大きく二点ございます。まず一点目は、政策間の連携や部署間の調整を強化するという狙い、二点目が、市民協働に向けた動きというのを平成29年度から本格化させるという、この二点の目的がございます。

そういうことの中で新たに部を設置して、政策企画室というのは、その名前のとおりなんですけども、この部署がコントロールタワ

一になって、この平成29年度、総合計画というのを策定して、いよいよ30年度からこの計画に向けて進めていくんですけども、かつそれを、協働のまちづくりというのを旗印に進めていくというようなことで新たな部を設置して、政策企画室がコントロールタワーになって動かしていくという、こういうために今回改正を提案させていただいております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）理由はいろいろあるでしょうけども、機構改革というのはそないころころ変えるもんじゃなくて、やっぱり何年先から見通しを持って、それを実現するためにどういう部署が必要かということをもっと慎重に考えて、みんなが腰を落ち着けて仕事できるように、また市民からも、あれ、また変わったんかと、こんな不信を植えないようにやっていただきたいと思います。

○議長（中本正人君）要望でよろしいですね。

○1番（松浦健次君）はい。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第8 議案第34号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第9 議案第35号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) 改正前と改正後の、どこがどういうふうに違うんか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長(中本正人君) 総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 改正前と改正後の内容でございますけども、法律の第19条に第8号が挿入されたことによりまして、条例で引用しております第9号が第10号にずれたことに伴う改正で、ちなみに第8号の内容につきましては、地方公共団体が条例で定めた独自利用事務についてもネットワークを用いた情報連携を可能とするもの、という内容でございます。第10号につきましては、地方公共団体が条例で定めるところにより、他の機関に必要な限度で特定個人情報を提供するとき、というふうになっておりまして、号数のずれ

による改正でございます。

○議長(中本正人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第10 議案第36号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第11 議案第37号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第12 議案第38号 橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）この38号について、高

年齢者労働能力活用研修センターというんですかな、これ、ちょっと内容を、条例化されて一部改正するんですけども、ちょっと勉強不足でわかりませんので教えていただけませんか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この橋本市高年齢者労働能力活用研修センターの設置及び管理条例でございますけれども、まず、このセンターでございます。名称がシルバーワークプラザ橋本ということで、所在地が橋本市市協一丁目1番24号に設置しているものでございます。

この中では、高年齢者の就業機会の提供に関すること、高年齢者の就業に関する相談及び情報の収集に関すること、高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識・技能の付与を目的とした講習等の実施に関すること等を行うこととなっております。

今回の改正につきましては、この上位法の、根拠としておりました、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されまして、橋本市高年齢者労働能力活用研修センターの設置の根拠条例部分が第40条から第36条となったために、所要の改定を行うものでございます。

ちなみに、この施設につきましては、現在使っておるのが公益社団法人シルバー人材センター、ここが利用しております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）40条から36条の規定に基づきって、40条から36条とはどんな違いがあるんですか。違いというのは、変わった中身というのかな。40条やったやつが36条になるのかな。そうと違いますのかな。そうではないですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）法改正がありまして、根拠条項が変わっただけで、実質的

には変化はございません。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市高年齢者労働能力活用研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第13 議案第39号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第39号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第39号 橋本市職員の育児休
業等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第14 議案第40号 橋本市職員定数条
例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（中本正人君）日程第14 議案第40号
橋本市職員定数条例の一部を改正する条例に
ついて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市職員定数条例
の一部を改正する条例について を採決いた
します。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第15 議案第41号 橋本市印鑑登録及
び証明に関する条例の一部を改
正する条例について

○議長（中本正人君）日程第15 議案第41号
橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例について を議題といたしま
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）第9条のところで、今
までは登録者またはその代理人ということで、
ほかのところでも代理人というのが出てくる

んですけれども、代理人でもできたものが、今回のこの改正で、登録者でなければ手続きが、届出とかできないというふうに変わっているんですけれども、実際には市役所まで出てこれない方なんかもいらっしゃるんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、その辺の、この変更の理由について説明をお願いします。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）ここで代理人の削除をさせていただいたのは、ちょっとお配りの資料にはないんですけれども、第3条の第2項の中で、この代理人の規定がされています。そのことから、今回こういう形に改正はさせていただいておりますけれども、本人が来られない場合については代理人での申請が可能ということでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程16 議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第43号 橋本市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第17 議案第43号 橋本市税条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市税条例等の
一部を改正する条例について を採決いたし
ます。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第18 議案第44号 橋本市手数料条例
の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第18 議案第44号
橋本市手数料条例の一部を改正する条例につ
いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第44号に
ついては、総務委員会に付託いたします。

日程第19 議案第45号 橋本市介護保険条
例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（中本正人君）日程第19 議案第45号
橋本市介護保険条例の一部を改正する条例に
ついて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第45号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市介護保険条
例の一部を改正する条例について を採決い
たします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第20 議案第46号 橋本市指定地域密
着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（中本正人君）日程第20 議案第46号
橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について を議題といたし
ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 岡本君。

○16番(岡本安弘君)改正された理由と、この下線部、追加になっている部分の説明をお願いいたします。

○議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)議案第46号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてということで、改正理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正により、平成28年4月1日より、利用定員が小規模な通所介護及び療養通所介護が地域密着型サービスに移行されたことに伴い、新たに当該サービスに係るサービス提供記録等の保存期間をサービスの完結の日から5年間と規定するというふうな内容になってございます。

それで、この下線部の説明でございますけれども、改定後の第3条の下線、第36条と第40条の15の部分ですけれども、この部分が今説明差し上げた指定地域密着型サービスに移行された通所介護の部分と療養通所介護の規定でございます。その第4条におきまして記録の整備、この部分ですけれども、ほかの先行する規定と同じように2年から5年とするということで改正を行っております。なぜ2年から5年なのかと申しますと、債権・債務の関係で、5年が時効になるという部分がございますので、この記録を5年間というふうに設定するというところでございます。

以上でございます。

○議長(中本正人君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第46号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第47号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君)日程第21 議案第47号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君)改正前と改正後の理由を、ちょっと説明願います。

○議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)今回の改正の

内容でございますけれども、一点目が、第1条の部分でございます。これが改正前は、前の介護保険法第115条の46第4項に地域包括支援センターの設置を条例で定める旨の条文がありました。介護保険法の改正により、その部分が第115条の46第5項と、項が一つずれたということで、所要の改正を行っているものでございます。

次に、第3条の部分ですけれども、これは主任介護支援専門員には更新制度がありませんでしたが、主任介護支援専門員の資質をさらに高めるため、更新制度が設けられております。介護保険法施行規則第140条の68、旧のほうですけれども、この部分は都道府県知事が行う主任介護支援専門員の研修の部分を規定しておりました。しかし、今回第140条の66に定められた定義を使うことにより、明確化することといたしました。

また、さらに括弧書きの読み替え規定を書くことによりまして、主任介護支援専門員の更新制度の例外が当てはまることを明確化しております。この例外と申しますのは、経過措置を意味しておりまして、主任介護支援専門員研修を平成18年から23年度に修了した方は、平成28、29、30年度のいずれかに更新研修を修了すればよく、平成24年、25年度に修了した方は、平成29、30、31年度のいずれかに更新研修を修了すればよいというふうな規定でございます。

こういうことで、総じていえば、主任介護支援専門員の更新制度、この部分を明確化するための改正でございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）説明は、わかったようなわからんようななんやけど、18年から23年、今説明あった18年から29年までと、要するに介護支援専門員が、資格というか研修を受ければ、その当時に受けた者については主任専

門員の資格を与えますよと。ただし、研修受けてくれなあかんでということやな。そういうことですか。年度に応じて。

それは、この改正するんですけども、改正するんやけども、地域包括支援センターのみならず、そのほかの民間の事業者なんかも、それに準ずるといふか適用されていくわけですか。厚生労働省の法律改正というか、それも含めてやろうと思うんやけども、要するに、包括支援センターの条例改正になりますやんか。専門員としての、それは包括支援センターは市直属やから出してるけども、ほかの事業所なんかもそういう形に準じていくわけですか。それはわかりませんか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）少なくとも、この地域包括支援センターの規定の部分での改正、今回はご提案しているのはその部分だけのものございまして、ちょっとそのほかの適用部分については承知しておりません。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第47号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第48号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第22 議案第48号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第48号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23 議案第49号 橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第23 議案第49号 橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 樽井君。

○13番(樽井豪男君) 私も結構かかわってあったんですけども、この流水占用料という、ちょっと私もあまり聞き慣れないんですけども、これの今度、第3条の3が多分追加された分じゃないかと思うんですけども、簡単に説明だけお願いいたします。

○議長(中本正人君) 建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君) ご説明いたします。

まず、平成28年の12月2日付の公布及び施行されました河川法施行令の一部を改正する政令により改正されました、流水占用料等の一括納付に関する条例の条文を追加するというものでございまして、この条文につきましては、今まで各年度ごとに納付をしていたいただいておりました流水の占用料等を、許可期間内におきまして一括納付できるという条文でございまして。占有者の方の判断で一括納付か従来どおりの単年度納付、どちらかを選択できるというものでございまして、目的としては、その占用の徴収の効率化を図るといったことでございまして。

○議長(中本正人君) 13番 樽井君。

○13番(樽井豪男君) それでは、その準用河川は市で管理しておるんですけど、その水を使って何か事業をやっておるとか、その流水の占有というものは、主にどういうものを使ってそれを、ひよっとしたら田んぼとか畑、それはもう水利組合の話なので、この流水というのはどういった、占用料はどんな形のものかというのは、細かくじゃないけども簡単で結構です。

○議長(中本正人君) 理事。

○理事(久保 進君) お答えします。

流水占用料といいますのは、河川から水をとって、工業とか水道とか、いろいろそのような利用するのに、占有というのは取水することをいいます。で、取水したことによ

って、今まで、今部長から説明がありましたように、1年、1年払っていただいていたのを、まとめてできるという形に変更すると。ただ手続きだけの問題です。流水占用というのは、何かの目的で水を取水することを流水占用といいます。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）具体的に、それは今どういうふうな形で実現しているというか、どういう実態があるかということ、ご説明いただけますか。

それと、その占有権というのは、一人がどうか、あるいは企業だったら一つ、組合だったら一つが先に取ってしまえば、次の人はできないんですか。不動産みたいに公示とか登記のように、公示の制度とかそういうのはあるんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほど理事のほうから申しましたように、流水の占用料というのはそういう内容でございます。

で、今回の改正につきましては、流水占用料等ということでございまして、対象になっておりますのは流水の占用料、それから土地の占用料もございまして、また、土砂の採取料というのもございまして、現状でいきますと、本市の場合については流水、それから土砂の採取というのは実績ございませんでして、土地の占用料というのが対象になってございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中本正人君）指摘してください。

○1番（松浦健次君）登記のように公示制度、不動産の、もし土地を借りるんだったら、それは登記して公示するということになっているんですか。制度上。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そういうことではございませんでして、一応、その占有している物件の面積でありますとか、メーターによって占有を許可するという形でございまして、そういった公示とかの手続きというのはしておりません。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）制度としてそういうのはあるんですかと聞いているんです。してるかしてないかを聞いてないので、そういう公示制度がありますかということ伺っております。

○議長（中本正人君）理事。

○理事（久保 進君）公示制度といたしますか、河川法の手続きでございまして、河川法の中に定められておりまして、それを河川管理者に届けることによって河川管理者が管理するというような形になっております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 橋本市準用河川の

流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第50号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第24 議案第50号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 岡君。

○14番(岡 弘悟君) 誠に勉強不足なことをお聞きして恥ずかしいんですけども、これは条例の期限というか、期日を延ばすことになっているんですけども、これって2年ごとに期日改正してるのかな。僕ちょっと記憶がないんで聞きたいんですけど、これは何で、あえて、そうじゃなかったら、何で、あえて2年だけの期日を延ばすんかということをお聞きしたいです。

○議長(中本正人君) 経済推進部長。

○経済推進部長(笠原英治君) 今まででしたら5年ですずっと更新しておったわけなんです。今度、平成31年度から、きのうの本会議でもお話しさせていただいたように、あやの台の北部の開発、いよいよ造成が始まります。その時点から営業を本格的にしようと思っておりますので、その2年間の間に、この北部の開発についてどういった奨励がよいのか、もう一度検討したいと思っています。

今は10年間の期間の支援ということをさせ

ていただいておりますけど、こういう財政状況の中で、本当に10年の長いスパンでやっていいのかどうか、そういうことも含めて、この2年間の間に、この北部のあやの台が本格的に営業かかるまでに、もう一度検討したいと思っております。そういうことから今回は2年としました。

○議長(中本正人君) 14番 岡君。

○14番(岡 弘悟君) ということは、新しく造成始まるという、今、環境アセスとかの問題やというところに関しては、もう一度企業に対するやつ、今やってる処置を見直すかどうかというのを検討をしていくために、2年にしているということですね。

そしたら、今、ちょっと気になるのは、これから企業誘致するにあたって、今いろんな減免措置とか受けている企業、来ているんですけども、その辺との差が出てしまうと、逆に企業誘致しにくくなるんじゃないかなということちょっと懸念するんですけども、その辺というのはどうなんでしょう。お考えはどう考えておられるのか、よろしく願います。

まだ先の話なので、これから内容については練っていただけたらと思うんですけども、ただ、素人から考えると、前のほうが良かったというふうになってしまうと、なかなか来づらんじゃないかなというふうな感じはするんですけど、その辺の観点はいかがでしょうか。

○議長(中本正人君) 経済推進部長。

○経済推進部長(笠原英治君) 10年間というスパンで奨励させていただいておりますことによりまして、非常に進出されておる企業からは、よそに比べて手厚い支援であるという、そういうお話もいただいています。それで、そういう状況だからこそ橋本市へ来たんだと、そういう方も確かにおられます。

ただ、近畿圏の中でかなり誘致するような場所が、どんどんどんどんなくなってきているという、こういう事実もあります。そういうところから今回、10年というスパンは若干長いのではないかと。それと、財政状況も非常に厳しい状況でありますし、固定資産税の60%をお返しするという事は、非常に市の収入にとっても厳しいものがございますので、これからの状況にもよるんですが、先行して誘致を進めておる土地も、あと三つほどしか残っておりません。その三つについては、この2年の間に全て売却して、新しい部分で、できれば新しい条例を考えていきたいと思っております。その辺で、大きく場所も変わりますし、ご理解いただけるものではないかというふうに判断しております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

19番 小西君。

○19番（小西政宏君）今のところの関連で、市長の12月議会の答弁で、製造業だけにこだわらず、さまざまな企業に来ていただけたらいいかなという答弁がありました。そして、北部用地だけにこだわらず、空きテナントであるとか、空きビルであるとか、また入っていただけたところがあったら入っていただけたのもいいのかなというふうな答弁をいただいていたと思います。という中で、さまざまな企業が来るとなると、この奨励措置というのは、若干内容として形を変えていく必要性もあるのかなというのは思うんですね。

で、今の経済推進部長の答弁でしたら、とりあえず、あやの台の北部に関して、そこに向けて、とりあえず2年やという話があったと思うんですけど、じゃあ言葉を返していくと、この2年間の間で空きテナントであるとか、ほかの事業者というか企業に対して、今後企業誘致を進めていく方向はないのかというのと、それなのか、この2年の中で、また

一部改正をしていくようなつもりであるのかとか、その点、一回また教えてください。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）12月議会で小西議員からもおただしあったんですが、この2年間の間、必ずこの条例、一旦決まって、そのまま絶対的に2年間変更しないということは考えておりません。当然、雇用に非常につながってきたり、市の税収に大きくつながってくるような企業であれば、これは新しい開発地じゃなくしても、既存の空き店舗であったり、空きビルであったり、そういったところも利用しながら、この誘致という部分で必要性があると思います。そういう中で、臨機に、そういう状況がもしわかってきた時点で、また皆さんにお諮りさせていただいて、条例の改正については提案させていただこうと思っております。

以上であります。

○議長（中本正人君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時20分まで休憩いたします。

(午前11時5分 休憩)